

第八次（後期）和歌山県外来医療計画（圏域別検討会）

従来、本議題は日高地方地域医療対策協議会にて協議してきましたが、両会議体の委員構成がほぼ同じこと、また、新たな地域医療構想が保健医療計画の上位概念となることを踏まえ、今後は地域医療構想調整会議にて協議していくこととしております。

令和8年9月3日
御坊保健所

外来医療計画（計画期間：令和6～8年度）

◆計画策定の背景

外来医療の中心的な役割を担う診療所は都市部に集中。また、医療機関間の連携は、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられていることから、外来機能に関する情報の可視化や協議の場の設置が必要。

◆「外来医療計画」の概要

① 外来医療機能の偏在等の情報の可視化

- ・ 外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握のため、診療所医師の相対的な多寡を**外来医師偏在指標**として設定
- ・ 外来医師偏在指標が**全国上位3分の1**に位置する二次医療圏を**外来医師多数区域**と設定

② 新規開業者に対する情報提供

- ・ 外来医師偏在指標および、外来医師多数区域の情報、その他医療機関のマッピングなど、開業にあたって参考となる情報を公表し、新規開業希望者等へ提供

③ 新規開業者へ求める事項

- ・ **新規開業希望者に、地域に必要とされる医療機能を担うよう求める**

④ 医療機器の効率的な活用の推進

- ・ 人口減少も見込まれる中、医療機器についても共同利用の推進等によって効率的に活用していく必要がある
- - ・ 医療機器の配置状況等を可視化して情報提供
 - ・ **医療機器(CT・MRI)を新規購入・更新する場合、共同利用計画の提出を求める**
 - ・ **共同利用の状況を可視化するため、利用件数を年1回報告することを求める**

⑤ 地域における外来医療の機能分化及び連携の推進

- ・ フリーアクセスによる大病院への患者集中によって、待ち時間と勤務医の外来診療負担の増加等の課題に対し、**医療資源を重点的に活用する外来を基幹的に担う医療機関を紹介受診重点医療機関**と位置づけ、**地域の外来医療における患者の流れの円滑化を図る**

第八次(前期) 和歌山県外来医療計画の概要

■計画期間 令和6年度～令和8年度

■計画の位置づけ 第八次和歌山県保健医療計画の一部として策定

1. 外来医療提供体制の充実

地域ごとの外来医療機能の偏在等の情報を可視化し、新規開業者の自主的な行動変容を促し、偏在の是正及び地域の外来医療提供体制の充実を図る

	和歌山	那賀	橋本	有田	御坊	田辺	新宮
外来医師偏在指標	148.9	125.0	113.9	133.2	140.1	121.3	95.7
外来医師多数区域	○	○	○	○	○	○	

↑全国の二次医療圏のうち、上位3分の1が外来医師多数区域(=相対的に外来医師が多い)

取組 新規開業者に対し、地域の外来医療機能を担うことへの協力を依頼

(1) 地域で不足する外来医療機能

和歌山	在宅医療、初期救急、学校医、分娩を取り扱う産科・産婦人科
海南・海草地域	上記に加え、産業医、小児科
那賀	在宅医療、初期救急、学校医、予防接種、分娩を取り扱う産科・産婦人科
橋本	在宅医療、初期救急、学校医、産業医、市町が実施する保健事業への協力、小児科
有田	在宅医療、初期救急、学校医、産業医、予防接種、分娩を取り扱う産科・産婦人科、呼吸器科、小児科、死体検案への対応
御坊	在宅医療、初期救急、学校医、乳幼児健診、医療が不足しつつある地域について開業や在宅医療の対応などへの協力
田辺	在宅医療、初期救急、学校医、分娩を取り扱う産科・産婦人科
新宮	在宅医療、初期救急、学校医

(2) 県内共通ですべての新規開業者へ求める事項

- ・臨時の予防接種への協力
- ・病院と診療所が連携して行う医療提供体制への協力

2. 医療機器の効率的な活用

高額な医療機器の配置状況を可視化し、共同利用を促すことで、医療機器の効率的な活用の推進を図る

➤ 調整人口あたり台数

	C T	M R I	P E T	放射線 治療機器 (体外照射)	マンモ グラフィ
全 国	11.5	5.7	0.50	0.80	3.4
和歌山県	15.6	5.9	0.29	1.05	4.2

取組 (1) 共同利用計画の作成

医療機関がC T又はM R Iを購入する場合、事前に共同利用計画書を作成し保健所へ提出する

(2) 稼働状況の報告

共同利用計画を作成した医療機器の利用件数を保健所へ報告

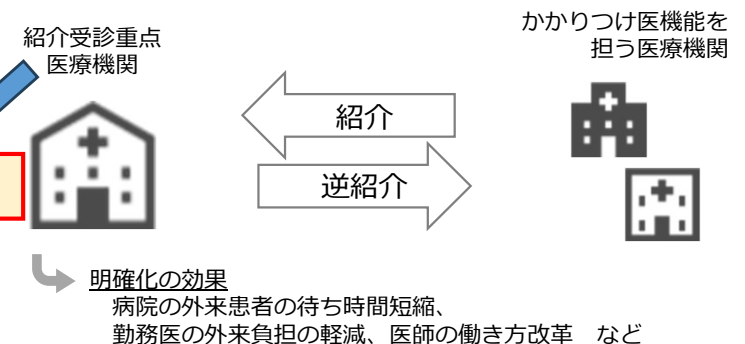
3. 地域における外来医療の機能分化及び連携

医療資源を重点的に活用する外来を基幹的に担う医療機関を紹介受診重点医療機関と位置づけ、地域の外来医療における患者の流れの円滑化を図る

取組 紹介受診重点医療機関の明確化

外来機能報告及び地域での協議により決定

管内：和歌山病院が指定



外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン（第8次後期）の主な変更点

1 はじめに

- 1-1 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する考え方
- 1-2 外来医療計画の全体像
- 1-3 ガイドラインの位置づけ

2 外来医療計画の策定を行う体制等の整備

- 2-1 都道府県の体制
- 2-2 外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場
- 2-3 外来医療計画策定のプロセス
- 2-4 外来医療計画の策定スケジュール

3 外来医療計画の策定及び実施に必要なデータの収集、分析及び共有

4 地域外来医療の公表

5 外来医師偏在指標と外来医師多数区域・外来医師過多区域の設定

- 5-1 区域単位
- 5-2 外来医師偏在指標
- 5-3 外来医師多数区域の設定
- 5-4 外来医師過多区域の設定

6 外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組

- 6-1 外来医師多数区域における取組
 - 6-1-1 新規開業者等に対する情報提供
 - 6-1-2 新規開業者の届出の際に求める事項
 - 6-1-3 現時点で不足している外来医療機能に関する検討
 - 6-1-4 合意の方法及び実効性の確保
 - 6-1-5 患者や住民に対する公表
 - 6-1-6 各医療機関での取組
- 6-2 外来医師過多区域における取組
 - 6-2-1 新規開業者等に対する情報提供
 - 6-2-2 新規開業者の届出の際に求める事項
 - 6-2-3 現時点で不足している外来医療機能に関する検討
 - 6-2-4 合意の方法及び実効性の確保
 - 6-2-5 患者や住民に対する公表
 - 6-2-6 各医療機関での取組
 - 6-2-7 その他の留意事項

7 医療機器の効率的な活用に係る計画

- 7-1 医療機器の効率的な活用に関する考え方
- 7-2 協議の場と区域単位
- 7-3 医療機器の効率的な活用のための検討

8～10 (略)

地域外来医療

- ・地域で不足する医療機能
⇒ 外来医師多数区域、外来医師過多区域、その他の地域で公表の対象
- ・医師不足地域での医療の提供
⇒ 外来医師過多区域以外は公表不要

○地域外来医療の公表【追加項目】

都道府県が、地域において特に必要とされる外来医療に関する事項（地域外来医療）を、外来医療の協議の場において関係者との協議を行い、その結果を取りまとめ、公表、周知する。

○外来医師多数区域の設定

外来医師偏在指標を用い、外来医師多数区域及び外来医師過多区域を設定。

➡ **和歌山県は過多区域の該当区域なし**

○外来医師多数区域における新規開業者への取組

外来医師多数区域の可視化や地域で不足している医療機能の情報提供を行い、診療所の開設希望者に対して、地域で不足している医療機能の提供を担うことを求める。

○外来医師過多区域における新規開業者への取組【追加項目】

外来医師過多区域の可視化や地域で不足している医療機能の情報提供を行い、診療所の開設希望者に対して、地域で不足している医療機能の提供を担うことを求める。
要請に従わない医療機関への対応として、医療審議会での理由等の説明の求めや勧告・公表等を行う。

外来医師多数区域との主な違い

- ・開設6カ月前に事前届出
- ・不足する機能等を提供しない場合
→ 厚労大臣へ通知、保健医療機関の指定3年 等

和歌山県の外来医師偏在指標

- ・外来医師偏在指標が**全国上位3分の1**に位置する和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺保健医療圏を**外来医師多数区域**と設定。
- ・引き続き、外来医師多数区域以外の医療圏も含めた全医療圏において、「新規開業者へ求める外来医療機能」を設定し、新規開業者に対して協力を依頼。

■ 外来医師多数区域に該当する医療圏

現計画

医師数は、
令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計から算出

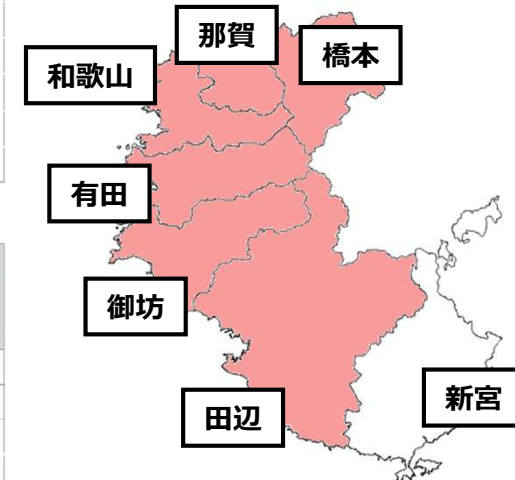


次期計画

医師数は、
令和6年医師・歯科医師・薬剤師統計から算出

保健医療圏名	外来医師偏在指標	全国順位	外来医師多数区域	標準化診療所従事医師数(人)	2021.1.1人口(10万人)	標準化外来受療率比	診療所外来患者数割合	病院+一般診療所外来患者流出入調整係数
全国	112.2	—		107,226	1,266.5	1.000	75.5%	1.000
和歌山県	133.6	4		1,017	9.4	1.070	74.4%	1.012
和歌山	148.9	8	○	524	4.2	1.054	72.9%	1.083
那賀	125.0	43	○	110	1.2	1.004	83.0%	0.917
橋本	113.9	83	○	83	0.9	1.100	79.2%	0.987
有田	133.2	27	○	64	0.7	1.081	74.6%	0.824
御坊	140.1	18	○	62	0.6	1.084	69.9%	0.964
田辺	121.3	53	○	114	1.2	1.085	69.7%	0.995
新宮	95.7	195		60	0.6	1.199	76.8%	1.066

保健医療圏名	外来医師偏在指標	全国順位	外来医師多数区域	標準化診療所従事医師数(人)	2025.1.1人口(10万人)	標準化外来受療率比	診療所外来患者数割合	病院+一般診療所外来患者流出入調整係数
全国	115.7	—		111,729.0	1243.31	1.00	77.7%	1.000
和歌山県	↑ 137.9	↑ 3		993.7	9.01	1.07	74.8%	1.002
和歌山	↑ 157.0	↑ 7	○	515.2	4.07	1.05	72.4%	1.060
那賀	↑ 125.9	↓ 60	○	113.0	1.13	1.02	83.7%	0.935
橋本	↑ 118.3	↑ 82	○	79.3	0.80	1.10	81.7%	0.926
有田	→ 133.1	↓ 38	○	62.5	0.67	1.08	75.5%	0.856
御坊	↑ 150.0	↑ 13	○	61.6	0.57	1.08	69.5%	0.960
田辺	↓ 116.3	↓ 91	○	105.7	1.18	1.08	72.0%	0.994
新宮	↑ 99.9	↑ 182		56.3	0.59	1.18	77.5%	1.048



(注1) 外来医師偏在指標の算定に当たっては一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。(中略) 医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものである
【外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインより抜粋】

(注2) 医師確保計画における「診療所医師偏在指標」と外来医療計画における「外来医師偏在指標」は、どちらも診療所医師の偏在を示すものであるが、「診療所医師偏在指標」の計算には有床診療所の入院受療に係る要素が含まれている

新規開業者へ求める外来医療機能の検討

		新規開業者へ求める外来医療機能（御坊医療圏）	
		現計画	次期計画
地域で不足する外来医療機能			日高医師会意見
在宅医療	在宅医療	継続予定	●在宅医療、初期救急 次期計画においても継続
初期救急〔夜間・休日〕	初期救急〔夜間・休日〕		●学校医 （内科校医30名）充足 （眼科校医5名）複数校兼任 （耳鼻科校医2名）不足
公衆衛生機能 学校医、産業医、予防接種など	・学校医 ・乳幼児健診		●乳幼児健診 （5医療機関7名の小児科医で対応） 今後対応医師の減少が考えられ、 担い手確保が必要
その他〔地域医療として対策が必要と考えられる外来医療機能〕 分娩取扱、 病院の不足する外来医療機能など	医療が不足しつつある地域について 開業や在宅医療の対応などへの協力		●産業医（7名の医師が日高・有田地域産業保健センターに登録）現時点では充足 ●予防接種（管内52医療機関） 充足している ●分娩取扱（ひだか病院） 分娩数減少によりひっ迫しているとは言えない
県内共通ですべての新規開業者へ求める事項			
公衆衛生機能 臨時接種（予防接種法に基づく、疾病のまん延防止上緊急の必要がある場合に行う接種）	臨時の予防接種への協力	継続予定	
その他〔地域医療として対策が必要と考えられる外来医療機能〕 分娩取扱医療機関への診療支援、 精神保健指定医の措置診察への協力	病院と診療所が連携して行う医療提供体制への協力		

次期計画の策定スケジュール（予定）

令和8年度

令和9年度

6月～7月

8月～9月

10月～11月

12月～1月

2月～3月

4月～

8月7日（金）

地域保健医療
協議会①
（方針等決定）

10月頃

医療審議会①
（方針等）

1月頃

地域保健医療
協議会②
（策定案の確認）

3月頃

医療審議会②
（最終案審議）

提示

意見

提示

意見

諮問

答申

計画に基づく取組の実施

・ガイドライン通知
・外来医師偏在指標
を踏まえた方針の検討

計画 内容整理・草案の作成

・外来医師多数区域の設定
・地域の外来医療の状況に関する
データの提示

計画 原案の作成

・協議会の意見を踏まえ
た修正作業 等

1月頃

事前公表

・外来医師多数区域
・地域で不足する
外来医療機能

パブリックコメント

外来医療計画策定

情報共有

意見

報告

9月3日

圏域別検討会

・外来医療機能の現状と課題
・地域で不足する外来医療機能
・圏域編の作成

県医務課

御坊保健所

第八次（前期）和歌山県外来医療計画（令和6年度～8年度）の圏域編（p.32～34）
を、後期計画（令和9年度～11年度）策定に向けデータ更新（見え消し、追加）

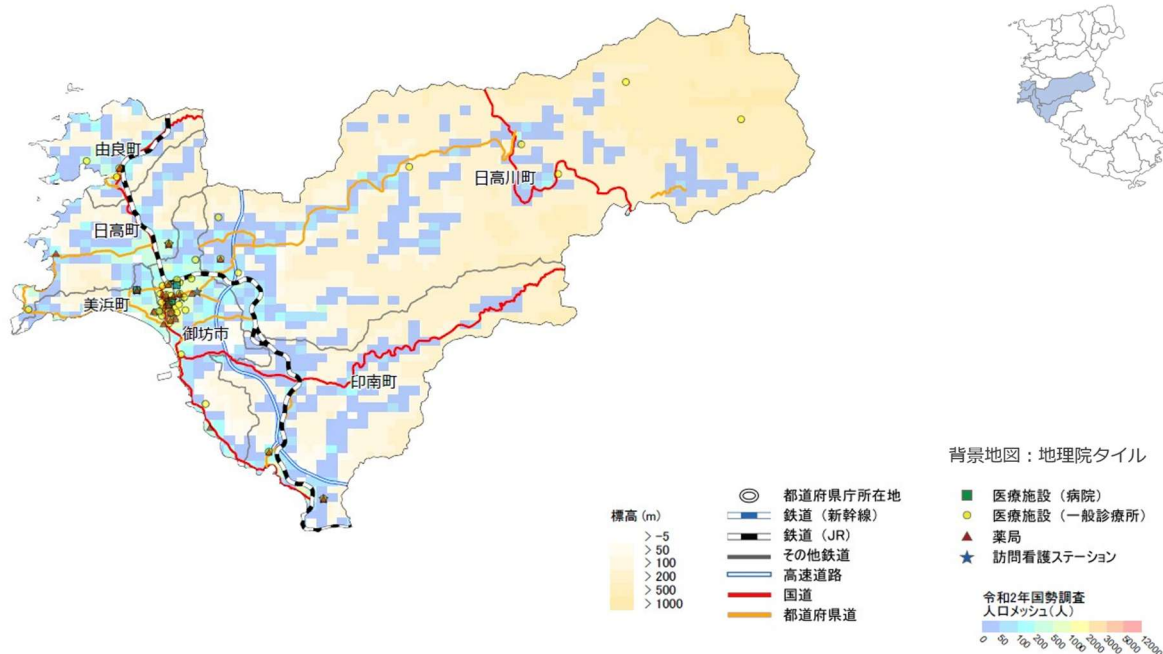
5. 御坊保健医療圏

（1）基礎情報

構成市町村	面積	人口	医療施設数	
			病院	一般診療所
御坊市	43.91km ²	23,48121,015人	3施設	3433施設
美浜町	12.77km ²	6,8676,040人	1施設	8施設
日高町	46.21km ²	7,6737,676人	—	43施設
由良町	30.93km ²	5,3644,636人	—	5施設
印南町	113.62km ²	7,7266,927人	—	54施設
日高川町	331.59km ²	9,2198,355人	—	109施設

（出典）令和5・8年 全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）

令和2・7年 国勢調査（人口速報集計）（総務省）、令和4・6年 医療施設調査（厚生労働省）



（2）外来医療機能の現状と課題

在宅医療

- 在宅医療については、訪問診療を2830医療機関、往診を2835医療機関が実施しており（NDBデータ）、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保している在宅療養支援診療所として、10医療機関（近畿厚生局届出）が届出を行っています（令和2年医療施設調

査)。

- 高齢化の進展に伴い、在宅医療における訪問診療の利用者数は今後も増加することが見込まれており、訪問診療の需要は2040年頃にピークを迎えると推計されています。現状のまま推移していくと、安定した在宅医療の提供が困難となることが考えられます。

初期救急（夜間・休日等）

- 初期救急体制については、日高医師会員輪番による病－診連携休日急患診療室（ひだか病院）と北出病院による小児科の休日急患外来診療が実施されています。
- 将来にわたり初期救急体制を安定的に維持していくためには、担い手の確保が必要と考えられます。

公衆衛生機能

- 学校医については、内科校医2930名（小児科医4名含む）、小児科3名、眼科校医45名、耳鼻科校医12名、整形外科2名、心療内科精神科校医1名の計4038名が委嘱されています。
内科校医については現在、不足している状況ではありませんが、診療科（眼科、耳鼻咽喉科）によっては複数の学校を兼務している状況にあります。医師の負担軽減や今後の医師の高齢化に伴う担い手の確保が必要と考えられます。
- 産業医については、22名16医療機関で対応しており、現時点においては特に不足している状況ではないと考えられます。（令和7年度かかりつけ医機能報告）
- 予防接種については、5052医療機関が実施しており、特に不足している状況ではないと考えられます。（令和7年度かかりつけ医機能報告）
- 乳幼児健診については、65医療機関87名で対応しております。令和8年度からは、医師の負担軽減等にも配慮した効率的な健診運営の観点から、管内5町による4か月児及び10か月児を対象とした合同健診が開始されておりますが、今後対応医師の減少も考えられ、担い手の確保が必要と考えられます。

その他（地域として対策が必要と考えられる外来医療機能）

- 医師の高齢化や閉院等で医療サービスの提供が困難となりつつあるため、地域医療を維持するために「医療が不足しつつある地域」での開業や在宅医療での対応などを推奨していくことが必要と考えます。

（３）新規開業者へ求める事項（地域で不足する外来医療機能）

県下共通で新規開業者へ求める機能に加えて、御坊保健医療圏では以下の機能を新規開業者へ協力を求めています。

在宅医療

当面の増加する需要への対応が必要と推測されるため、将来にわたって地域医療を支える観点から、新規開業者へ求める機能とします。

初期救急（夜間・休日等）

現状の構築されている初期救急体制を当面安定的に維持していくために、新規開業者へ求める機能とします。

公衆衛生機能（学校医・乳幼児健診）

学校医については、医師の高齢化や閉院等により減少傾向にあり、今後の担い手の確保が必要であることから、新規開業者へ求める機能とします。**特に、眼科校医、耳鼻科校医については、特に不足している状況であることから、新規開業に併せて協力を求めることとします。**

乳幼児健診については、医師の高齢化に伴い対応医師数が減少することが推測され、担い手の確保が必要であることから、新規開業者へ求める機能とします。

その他（地域医療として対応が必要と考えられる外来医療機能）

地域医療を維持していくために、「医療が不足しつつある地域」について、地域の実態や要望などを情報提供した上で、開業や在宅医療の対応などへの協力について、新規開業者へ求める機能とします。